

第4章 食の安全の確保と「食」と「農」の結び付きの強化

食の安全の確保

- 農畜水産物の生産段階における安全を確保するため、次の取組を実施しました。
 - ・農薬や家畜・養殖水産動物への飼料、水産動物用医薬品の使用状況等調査
 - ・農業生産工程管理（GAP）及び IPM（総合的病害虫・雑草管理）の普及推進
 - ・高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の発生に備え、緊急時初動対応訓練や防疫服着脱訓練、講習会を実施。
- ・BSE発生防止のため、飼料用の豚肉骨粉等の原料収集先に対する管理状況調査。

消費者の信頼の確保

- 2012年度は、中国・四国地域では、期限表示の改ざんや偽装などの不適正表示事案5件について指示・公表の措置が行われました。
- 中国四国農政局では、食品表示担当職員（食品表示Gメン）が日常的に小売店舗等を巡回し、生鮮食品の名称や原産地の表示状況を調査しています。
- 広く国民から表示違反等疑義情報の提供等を受ける「食品表示 110 番」窓口を設置するとともに、一般消費者が日常の購買活動を通じて食品の表示状況をモニタリングする「食品表示ウォッチャー」制度を活用し、情報収集を行っています。
- 牛トレーサビリティ制度の信頼性を確保するため、牛飼養農家、と畜者、販売業者及び特定料理業者に対する調査・指導を行っています。
- 消費者等へ食の安全等に係る知識の普及を図るため、「食と農の知っ得講座」を実施しています。2012年度は194回開催し、延べ約5千800人が受講しました。
- 地域の消費者と農林水産行政等について対話や交流を図るための場として、「消費者の部屋」を設置しています。（2012年度展示回数57回）
- 米穀に対する消費者の信頼確保の取組として、飼料用など主食用以外に限定する旨の条件を付して売り渡した米穀が適正に扱われているか監視、調査を行いました。
- 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の施行により原料米の産地情報の伝達を行うことが2011年7月から義務付けられ、これらが正しく行われていることを確認するための巡回立入検査を行いました。
- 2013年2月に「米トレーサビリティ・フォーラム」において、消費者を中心に制度の周知を行いました。



平成 25 年 2 月 21 日に開催された米トレーサビリティ・フォーラムの様子

食育の推進

- 食育の推進のため、中国四国農政局では毎年6月の「食育月間」におけるパネル展等の開催や、会員の活動やイベント情報等をホームページやメールマガジン等で紹介する「中国四国食育ネットワーク」を運営しています。
- 「第2次食育推進基本計画」のコンセプトは『「周知」から「実践」へ』とされており、「実践」につながる取組として、「食育フォーラム」、「食育セミナー」を管内10会場で開催しました。
- 1日に「何を」「どれだけ」食べたら良いかの目安をコマのイラストでわかりやすく示した「食事バランスガイド」を活用し、お米を中心に魚、肉、野菜等多様な副菜から構成された「日本型食生活」の実践を推進しています。
- 農林漁業の体験活動を通して「食の大切さ」、「農林漁業の素晴らしさ」を学ぶ、農林漁業体験活動（教育ファーム等）の取組を推進しています。
- 2012年度は中国・四国地域で農林漁業体験活動の概要や実践者の夢及び参加者の声を取りまとめた、中国・四国地域「農林漁業体験活動」事例集を作成しました。



平成24年8月7日に開催された食育フォーラム～『いのち』をつなぐ“お弁当の日”～

地産地消の推進に向けて

- 中国四国農政局では、地域での農林水産物の利用を促進するため、管内の地方公共団体に対し、「促進計画」策定について啓発を行っています。
- 農林水産省では、地産地消の取組を推進するため、学校給食、社員食堂、外食・弁当等に地場農林水産物の食材を活用している優れたメニューを表彰する「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施しています。2012年度は中国・四国地域から、「田幸学校給食共同調理場」（広島県三次市）が審査委員特別賞、「観音寺市大野原学校給食センター」（香川県観音寺市）及び「大月町立大月中学校」（高知県幡多郡大月町）が中国四国農政局長賞を受賞されました。

食品産業等の現状

（１）食品産業の動向

- 中国・四国地域における食品製造業は、2010 年 12 月末現在事業所数が 4,126 か所（前年比 97%）、従業者数が 12 万人（同 99%）、製造品出荷額が 2 兆 5,567 億円（同 96%）となっています。
- 中国・四国地域における 2012 年度の食品流通構造改善計画の認定状況は 1 件となっています。

（２）卸売市場の動向

- 中国・四国地域においては、卸売市場は、365 市場が開設されています。
- 卸売市場における取扱金額は、いずれも減少傾向にあります。市場経由率も年々低下傾向にあります。卸売市場については、コールドチェーンシステムの確立、加工処理機能の強化、公正で効率的な取引の確保、食の安全や環境問題等社会的要請への適切な対応が求められています。
- 第 9 次中央卸売市場整備計画に基づき、2012 年 4 月岡山市中央卸売市場花き部が地方卸売市場に転換しました。

（３）容器包装及び食品リサイクルに向けた取組

- 一般廃棄物の総排出量は、ピーク時の 2000 年と比較すると、約 17%減少しています。ゴミ排出量の削減に関しては、順調に取組が進められていると考えられますが、リサイクルの実施率は 2007 年頃から頭打ち状況となっています。
- 食品リサイクル法では、業種別に新たな食品循環資源の再生利用等実施率が定められました。2012 年度までに、食品製造業（85%）、食品卸売業（70%）、食品小売業（45%）、外食産業（40%）の再生利用等実施率を達成するというものですが、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、食品製造業の実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低下しています。
- 食品リサイクル法では、優良な再生利用を行うリサイクル業者を育成することを目的とした「再生利用事業者の登録」や、食品リサイクル・ループ事業を「再生利用事業計画として認定」する制度を設けています。2013 年 3 月現在、中国・四国地域では、登録数 21 事業者（全国 180 事業者）、計画数 3 件（全国 51 件）が認定されています。

表Ⅱ－４－１ 中国・四国地域における県別登録事業者数

県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	計
登録再生利用事業者数	3	1	1	6	3	2	2	2	1	21
再生利用事業計画認定数	－	2	－	－	－	－	－	－	1	3

資料：中国四国農政局作成